

○菅原委員長 それでは開会いたします。

本日の出席は全員でございます。

まず初めに、1、請願・陳情議案の審査についてということであります。

陳情第15号、日帝の象徴である「日の丸」を旭川市議会議場から撤去することを求めることについてであります。

このことについて、特に発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 2月16日の議会運営委員会で判断を保留としていた会派に、判断ができる状況にあるかについて伺いたいと思います。

○金谷委員(民主連合) 判断できます。

○菅原委員長 それでは、全会派判断できるということになりましたので、採択、不採択の判断を意見開陳を含めて伺いたいと思います。

○えびな委員(自民会議) 我々自民会議は、陳情第15号につきまして、願意に沿い難いと判断いたしました。

以下、簡潔に理由を申し述べます。

国民主権国家である我が国の議会におきまして、法的にも歴史的にも正当性を有する国旗及び市旗を掲揚することは、議会が私利私欲ではなく、社会の人々のために公共的義務を遂行していることを象徴するものでありますことから、採択すべきではないと判断いたしました。

○金谷委員(民主連合) 会派として採択すべきと判断をいたしました。

理由は、陳情事項に対して、これを不採択とできないということでありまして、要旨につきまして、必ずしもここに書かれていることが正しいかといえますと、疑問があるところはございました。しかし、陳情事項によって、これを採択すべきと判断をしたところです。

○中野委員(公明党) 陳情第15号の公明党会派の判断についてであります。まず、結論から申し上げますと、本陳情につきましては、不採択と判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げさせていただきます。

本陳情は、議場に掲揚されている日の丸について、歴史的背景や憲法上の思想、良心の自由との関係を踏まえ、撤去を求めるものであります。提出者が戦争の歴史や過去の侵略に対する強い問題意識をお持ちであることについては、私たちも真摯に受け止めるべきものと考えております。しかしながら、現在の日の丸は、国旗及び国歌に関する法律により、日本国の国旗として法的に定められております。地方議会の議場に国旗を掲揚することは、憲法秩序の下に置かれた公的機関としての位置づけを示す行為であり、特定の思想や歴史認識を強制するものではないと考えております。

また、本市議会におきましては、既に採択された陳情第2号を踏まえ、令和7年4月開催の第2回臨時会より議場に国旗が掲揚されておりますが、掲揚後、議会事務局には、特段の苦情や具体的な支障の申出は寄せられていないと確認をしているところであります。現時点において議会運営や市民生活に混乱が生じている状況は認められておりません。思想及び良心の自由は、個人の内心において最大限保障されるべき重要な権利であります。国旗の掲揚そのものが直ちにその自由を侵

害するとは言い難いと考えております。

以上の理由から、公明党会派として、陳情第15号につきましては、不採択と判断させていただきました。

○まじま委員（共産） 日本共産党は、陳情第15号については、願意妥当であり、採択すべきと考えます。

日の丸は、陳情者が述べているように、第二次世界大戦において侵略戦争のシンボルとして使われてきたという歴史的事実があります。日本の侵略戦争はアジアで2千万人の犠牲者を出すなど、甚大な被害をもたらしました。日本軍は占領下、その土地に日の丸を掲げてきたように、日本の侵略戦争の推進と日の丸の掲揚は一体のものであります。日の丸を議場に掲揚することが、市民に日の丸掲揚の受容を強要することになりかねず、特定の信条で議場を規定することとなって、重要な言論の府にふさわしくありません。議場は、行政を監視し、市民の負託にこたえるための公共の場です。中立であるべき空間に政治的議論の対象となり得るシンボルを常設することが適切ではないと考えます。

また、旭川市議会はこれまでも、国旗掲揚がなくても円滑に運営されており、掲揚を強行しなければならない合理的な理由は見当たらないと考えます。

よって、陳情第15号は採択すべきと判断しました。

○塩尻委員（市民会議） 私たちの会派といたしましては、結論から申し上げますと不採択とすべきと判断いたしました。

簡潔に理由を申し述べます。

昨年より、国旗を掲揚すべきという陳情と掲揚すべきではないという陳情、それぞれ提出されまして、議会の判断として掲揚することが多数として判断、結論になりました。そして議長の判断によりまして議場のほうに掲揚をされたわけでありますけれども、日の丸に対する思いというのは思想信条の下にそれぞれ思うところは当然のことでありまして、そこに様々な考えが存在すること自体は否定されるものではありません。ただ、市民の権利とも言える陳情とはいえども、国旗を掲揚することとなってから間もないこともありますし、その都度、反対の思いを持った陳情により、ころころと変わることは、今回の陳情内容だけにとどまらず、議会として混乱を招くことにつながるおそれがあると判断いたしました。

陳情提出者の意図については理解できるものの、以上の判断から願意に沿いがたく、不採択とさせていただきますところでございます。

○菅原委員長 ただいま、採択、不採択の判断については、全会一致とならなかったことから、これより起立採決することといたしたいと思います。

皆様にお諮りいたします。

陳情第15号について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○菅原委員長 どうぞお座りください。

それでは、起立少数でありました。よって、陳情第15号については、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任を願いたいと思いま

すが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 それでは、そのように扱いたいと思います。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後5時00分

再開 午後5時01分

○菅原委員長 それでは、再開いたします。

2の令和8年第1回定例会の運営についてであります。(1)の市長追加提出議案について、議案第43号、人権擁護委員の推薦について、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計補正予算について、議案第45号、令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について、議案第46号、損害賠償の額を定めることについて、このことについて理事者から説明願います。

○土岐総務部長 追加提出いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第44号及び議案第45号の令和7年度各会計補正予算につきましては、後ほど総合政策部長から御説明をさせていただきます。

議案第43号、人権擁護委員の推薦につきましては、浦本善光氏、佐々木斎氏、田中眞智子氏、堤明彦氏、猫山房良氏、宮森雅司氏が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、石前聖香氏、加藤章広氏、川島政吉氏、津村利幸氏を新たに、浦本善光氏、堤明彦氏を再度推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものでございます。

議案第46号、損害賠償の額を定めることにつきましては、生活保護システム機器の賃貸借契約の解除による損害賠償として、2千267万4千80円を契約の相手方に賠償しようとするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○熊谷総合政策部長 議案第44号及び議案第45号の令和7年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに1ページを御覧ください。議案第44号、令和7年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ134万5千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、3ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、3款民生費の介護保険事業特別会計繰出金で134万5千円を追加するものでございます。この財源につきましては、同じく3ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、21款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、2ページを御覧ください。議案第45号、令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1千76万円を追加するものでございます。その内容といたしましては、5ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、3款地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で1千76万円を追加するものでございます。

この財源につきましては、4ページの歳入にお示しいたしておりますように、2款国庫支出金で294万6千円、3款支払基金交付金で290万5千円、4款道支出金で134万5千円、6款繰入金で356万4千円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○菅原委員長 次に、各派会長会議の結果につきまして、議長から報告を願います。

○福居議長 人権擁護委員候補につきましては、各派会長会議において協議の結果、理事者から示されましたとおり全会派一致で御同意をいただきましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○菅原委員長 ただいま議長から報告を受けたところでありますが、このことについて特に発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 まず、議案第43号については、会期末の本会議で扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 次に、議案第44号ないし議案第46号の以上3件につきましては、本会議直接審議とし、会期末の本会議で扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 それでは、後日の議会運営委員会で、質疑、討論の有無及び賛否を伺うことといたします。

議題は以上でございます。

次回の議会運営委員会の招集につきましては、追って連絡することといたします。

以上、散会いたします。

散会 午後5時06分